

第1次紀の川市
長期総合計画

序論



第1章

策定の趣旨

序論

紀の川市は、2005年（平成17年）11月に旧打田町、旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町、旧貴志川町の合併により新たに誕生しました。

少子高齢社会[※]の進展や地方分権型社会[※]への転換、日本経済の低迷に伴う行財政基盤の改革など社会情勢が大きく変化するなか、市町村合併による効果を最大限に発揮しながら、豊かさとゆとりを実感できる紀の川市の実現を目指し、市民と行政が手を取り合い、自らのまちを築き上げていくことが求められています。

そこで、本市では、新たな時代に対応した新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、中長期的視野に立って、どのような市民生活や地域社会が実現していることを目指すのか、また、そのために何をすべきか、市民の視点から分かりやすく示した総合計画を策定しました。

策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するために、市民アンケートや市民会議の開催などを実施し、より具体的かつ実現性の高い総合計画としています。



第2章

総合計画の構成と期間

総合計画は、紀の川市のまちづくり全般における最上位計画として位置づけられるものであり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

また、「基本計画」で位置づけられた具体的事業の実施は、「実施計画」を策定して取り組んでいきます。

1 総合計画の構成

● 基本構想

市民と行政が共有する、本市の目指すべき10年後の将来像を明確にしたうえで、その実現すべきまちの状態をより具体的に示したものであり、地方自治法第2条第4項の規定により策定するものです。

● 基本計画

基本構想を実現するため、行政及び市民との協働[※]のもと進める具体的な取り組み（施策）を体系的に示したもので、前期5年、後期5年に分けて策定するものです。

本計画では、前期計画を策定します。

● 実施計画

計画期間を3年間とし、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度のローリング方式[※]によって計画を見直します。

2 総合計画の期間

「基本構想」の計画期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とした10年間とします。

「基本計画」の計画期間も10年間とし、平成20年度～平成24年度を「前期基本計画」、平成25年度～平成29年度を「後期基本計画」とします。

